

厚木市市民協働推進条例 逐条解説



平成 24 年 10 月

市民協働推進部 市民協働推進課

■市民協働推進条例 逐条解説目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	基本原則	4
第4条	市民による市民協働の推進	6
第5条	市民活動団体の役割	7
第6条	市等の責務	8
第7条	市民協働事業	9
第8条	人材育成等	12
第9条	推進体制の整備	12
第10条	市民協働推進基金の設置	13
第11条	市民協働推進委員会	14
第12条	評価等	15
第13条	委任	15
	厚木市市民協働推進条例	16
	厚木市市民協働推進委員会規則	19
	厚木市自治基本条例	20

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的が、市民協働に関する基本的な事項や役割等を規定し、「市民協働によるまちづくり」を推進することについて、明らかにしています。

解説

近年、少子・高齢化や環境問題など、社会環境が大きく変化し、多様な市民の皆さんのニーズに対応する必要があります。

また、地方分権の進展により、自治体は、それぞれの地域の特色をいかしたまちづくりができるようになりました。今後、活力に満ちた心豊かに暮らせるまちづくりを進めて行くために、市民の皆さんと市が、自らの特性をいかし、市民協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

本条例は、厚木市自治基本条例において規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして制定しました。

用語の説明

「厚木市自治基本条例の趣旨」

自治の確立という自治基本条例の目的のほか、自治基本条例で規定する自治の基本原則、基本理念などの全てをいう。

「市民協働に関する基本的な事項」

基本原則、市民協働事業、基金の設置、委員会の設置など、市民協働を進めるために必要な事項をいう。

「市民、市民活動団体及び市の役割等」

市民の皆さんによる市民協働の推進、市民活動団体の役割、市等の責務、人材育成、推進体制の整備などをいう。

「市民協働によるまちづくり」

市民協働の担い手（市民の皆さんと市長等）が、不特定かつ多数のもの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することで、活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 自治基本条例第3条第4号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。
- (3) 市民活動団体 自治基本条例第3条第6号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのある活動

(趣旨)

本条は、本条例で用いる基本的な用語である、「市民協働」、「市民協働事業」及び「市民活動団体」の意味について明らかにしています。

解説

(1) 「市民協働」

「市民協働」とは、自治基本条例第3条第4号に規定する「協働」を担うもののうち、市民の皆さんと市長等が、地域の公共的課題の解決に向けて、共に考え、目的を共有し、対等な立場でお互いを理解し、補完・協力して、取り組むことをいいます。

(2) 「市民協働事業」

市民協働という手法で実施する全ての事業をいいます。市民協働事業につきましては、第7条で詳しく規定しています。

(3) 市民活動団体

「市民活動団体」には、自治基本条例第3条第6号に規定する「コミュニティ団体」やボランティア団体、NPO法人等のうち、営利を目的としないで、市民協働に取り組む団体をいいます。なお、市民活動は、市民の皆さんの自発的で自由な取組であると考えています。

本条例では、独自に活動を展開している団体に対して、広く役割を定めるのではなく、市民協働に取り組む団体についてのみ役割を定めるという趣旨から、市民活動団体を市民協働に取り組む団体と限定しています。

ただし、布教活動、政治活動、議員及び地方公共団体の長を支援又は反対する活動、営利を主たる目的とする活動、公益を害するおそれのある活動を行う団体は、市民活動団体には含まないこととしています。

なお、趣味としての活動を行う団体は、市民活動団体には、含まれませんが、趣味としての活動をいかし、公益性を持った取組を継続して行う場合は、市民活動団体であると考えています。

用語の説明

「不特定かつ多数のものの利益の増進」

「不特定かつ多数」とは、あらかじめ受益者が限定されていないこと。不特定かつ多数のものの利益とは、「公益」と同義。

「コミュニティ団体その他の団体」

コミュニティ団体……自治基本条例第3条第6号に規定される団体
その他の団体……ボランティア団体、NPO法人、認可地縁団体など

「営利」

構成員の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配すること。

「公職選挙法第3条」

公職選挙法における「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

<参考>

非営利とは？

「営利」に対して、「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員（会員など）に分配しないという「非分配」を意味します。つまり、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員（社員など）に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること。」と考えられます。

(基本原則)

第3条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。
- (2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。
- (3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。
- (4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。
- (5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手が市民協働によるまちづくりを推進するに当たっての基本原則について、明らかにしています。

解説

市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民協働の担い手が、互いの特性を理解し、尊重した上で共通する目的の実現や課題の解決のために、それぞれが自主、自立して、活動することが重要となります。

市民協働の推進に当たって、6つの具体的な基本原則を定めています。これらの基本原則は、市民協働事業を行う市民の皆さんと市の双方が遵守すべきルールとなります。

市民協働の基本原則

「対等の原則」 ～市民と市は、同じまちづくりの担い手～

- 市民協働の担い手は、お互いがよりよいまちづくりのパートナーであることを十分に認識し、共通の課題解決の当事者として対等な関係でなければなりません。

「自主・自立の原則」 ～お互いの自主性を尊重し、自立しよう～

- 市民協働の担い手は、それぞれ自主・自立した存在として、お互いに独自性及び専門性を高めるよう努めなければなりません。
- 市民協働の担い手の活動は、それぞれの立場や主体性を尊重し、自主的かつ自己責任の下で行われなければなりません。

「相互理解の原則」 ～お互いを理解し、十分に話し合おう～

- 市民協働の担い手は、日頃から十分な意見交換や情報交換に心掛け、お互いの本質を十分に理解することに努めなければなりません。
- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、積極的な話し合いの場の設定や情報の提供に努めなければなりません。（プロセス・途中経過の重視）

「役割分担の原則」 ～それぞれの立場や特性をいかそう～

- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、お互いが合意した上でそれぞれの立場や特性をいかした役割を定め、責任の所在や範囲を明確にしなければなりません。

「目的共有の原則」 ～思いは同じ～

- 市民協働の担い手は、共に事業等を実施するに当たっては、同一の目的を共有した上で、市民協働の意義を十分に理解し、いつまでにどれだけの成果を挙げるかという目標を設定すること（時限性の確保）に努めなければなりません。
- 市民協働の担い手は、市民協働の関係が理由なく固定化又は長期化しないように、一定の時期に事業の成果や効果を評価し、その関係の継続について検証しなければなりません。

「情報公開の原則」 ～外からよく見える、開かれた状態を確保しよう～

- 市民協働の担い手は、市民協働で実施する事業等の取組、成果及び評価を広く公開し、地域社会の理解を得ることに努めなければなりません。
- 市は、市民協働で事業等を実施するに当たっては、基本的事項を情報公開し公正性及び透明性を確保し、一定の要件の下で、市民の誰もが市民協働の関係に参入できる機会の確保に努めなければなりません。

(市民による市民協働の推進)

第4条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手である市民の皆さんによる市民協働の推進について明らかにしています。

解説

市民協働によるまちづくりは、市民の皆さんと市が、対等な立場で、協力していくもので、市が、市民協働を市民の皆さんに強制したり、義務を課したりするものではありません。

本条では、市民の皆さんが、第3条に規定される基本原則を理解した上で、自らの意思で市民協働によるまちづくりに参加できることを明らかにするとともに、市民活動団体と市が行う「事業」に関わることで、市民協働によるまちづくりの主体として行動ができることを定めています。

なお、自治基本条例に規定されている協働には、市民の皆さんと市との協働以外にも、市民の皆さん同士の協働など、様々な形態が想定されます。市民の皆さんが、他の市民の皆さんと協働し、行動する際に、この条例で定める基本原則等を参考にさせていただくことで、より充実した活動を実施することができます。

用語の説明

「主体」

自覚や意志に基づいて行動したり作用を他に及ぼしたりするもの。

(「大辞泉」から)

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手である市民活動団体の市民協働の推進に当たっての役割について明らかにしています。

解説

市民活動団体は、より豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことに繋げるため、社会の様々な課題などに対して、自己の責任の下で、自主的、自発的に取り組んでいますが、市民協働の推進に当たり、担い手としての重要性を考え、団体の役割を明確にしています。

1 専門性、特性、自らが持っている得意な分野の知識、技術、人材等を十分に活用し、市民協働の推進に努めます。

2 会議の運営方法、役員を選出、会計の適正な執行、開かれた活動など、団体として適正な運営を行うことで、より多くの市民の皆さんに理解され、受け入れられるように努めます。

3 活動の広がりを通じた市民活動団体間のネットワークを活かすとともに、連携、協力して市民協働の推進に努めます。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の担い手として、市と市職員の役割について明らかにしています。

解説

1 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、実施してまいります。

また、市民の皆さんや市民活動団体に対し、市民協働に必要な財政的支援や助言等を行います。

ただし、ここでいう「財政的支援」は、市から団体へ一方的に交付する運営費のような補助金等を指すものではなく、市民の皆さんとの協働による事業等において、市が自らの役割の一部として財政的な負担を行うことを指しています。また、「助言等」とは、市民活動団体をはじめとする市民の皆さんに対して、必要なアドバイス、相談を行うこと等を指しています。

2 これからのまちづくりは、すべての事業を市が主導的に行うのではなく、市民の皆さん、市民活動団体及び市が、それぞれの役割の中で市民協働の考え方に立って進める必要があります。

また、市職員の一人一人は、対等のパートナーとなる市民活動団体の特性を理解するとともに、市民協働につながる参加や情報提供・情報共有の重要性などについての認識も新たにすることが必要となります。

これらのことを踏まえ、市は、本条例にある定義（第2条）や基本原則（第3条）に基づく市民協働に関する研修等の場を通して、市職員一人一人に、その重要性を認識、浸透させることで、市民協働の推進の円滑化に努めます。

3 市民協働の推進は、特定の部課等の市職員だけが担当するものではありません。

市職員は、常に市民協働の観点から事業の検討を行い、市民の皆さん、市民活動団体が市民協働の推進に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものでし必要な情報を提供するものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進を図るために、市民協働事業の基本的な事項について、規定しています。

また、市民協働の担い手は、基本原則に基づいて、様々な手法で市民協働を推進するとともに、地域における課題を解決するため、お互いに市民協働事業を提案することを明らかにしています。

解説

1 市民協働の担い手は、お互いの得意分野を引き出すとともに、地域の歴史や文化、商業施設の有無、畑や森林、河川など自然の広がり、市民活動の取組状況など、地域の特色をいかすことのできる事業について、委託、補助金、共催、後援など、適切な形態を選択することにより、市民協働事業を実施します。

なお、市民協働事業を実施するに当たっては、第3条に規定する基本原則に基づくものを前提としています。

2 市民の皆さんと市は、お互いの得意分野を引き出すとともに、自らの特性や地域の特色をいかすことのできる事業について市民協働事業として提案することができます。

3 市民の皆さん又は市が提案する市民協働事業の実施に当たっては、制度・事業の実施要綱、審査基準、手引きなどを、市長等が別に定めます。

4 市民協働事業を実施するに当たっては、「目的は何か」、「どういった内容の事業を行うのか」、「どのような成果があったのか」などについて、明らかにすることで、公正性、透明性の確保に努めます。

5 市は、市の業務のうち、市民の皆さんや市民活動団体の持つ専門性・先駆性を活用することにより、市にはない創造的かつ先駆的な企画や取組が期待でき、よりきめ細かで多様なサービスを提供できるものについて、委託等の機会の確保に努めます。

また、市民活動団体の活動情報、市民協働事業の実施状況などを把握し、データ管理を行い、それらを活用して、市民協働事業の実施を検討する際に必要な情報を提供するものとします。（登録制）

なお、市民協働の形態は、委託以外にも様々なものが存在します。事業の内容、状況、その背景等に応じて最も効果的な手法を選択することが大切です。

用語の説明

「様々な形態」（市民協働事業の例）

(1) 共催

市民の皆さん、市民活動団体と市が、共に主催者となり一つの事業を行う手法

(2) 後援

市民の皆さん、市民活動団体の行う事業の公益性を認識し、金銭又は物品以外を支援することで公益を実現する手法

(3) 実行委員会・協議会等

市民の皆さん、市民活動団体や市で構成した組織が主催者となり、事業を行う手法

(4) 委託

市が実施責任を負う事業を市民の皆さんや市民活動団体に委託して実施する手法

(5) 研究会・懇話会・政策提言等

市民の皆さん、市民活動団体と市が、対等の立場で政策の立案や施策の計画等を行う手法

(6) 事業協力

共催や実行委員会以外のかたちで、市民の皆さん、市民活動団体と市がそれぞれの立場、個性を理解した上で、一定の期間、事業を協力して行う手法

(7) 補助金等

市民活動団体が主体的に取り組む事業に、市が資金を支援することで公益を実現する手法

「提案することができる。」（提案することができる市民協働事業の例）

(1) 市民協働事業提案制度

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が協働で事業を実施し、地域の課題解決を目指す制度です。市民活動団体から事業の提案を受ける「市民提案型」の市民協働事業と、市がテーマ、計画、事業の概要等をあらかじめ示し、市民活動団体が企画提案を行う「行政提案型」の市民協働事業があります。

(2) まち美化パートナー制度

「厚木市まち美化パートナー制度」は、市が清掃道具や花の苗などを提供し、市民活動団体に身近な公共空間である道路、公園、河川などの清掃や環境美化に取り組んでいただく制度です。

「市長等が別に定める。」（要綱等の例）

市民協働事業提案制度実施要綱
市民協働事業選考委員会設置規程
市民協働事業審査会設置規程
市民協働事業提案制度応募の手引き
まち美化パートナー制度実施要綱
道路里親制度実施要綱
花未来事業実施要項

「委託する等」（市民協働事業の例）

第1項の「様々な形態」と同じ。

<参考>

市民協働は目的ではなく手段

市民協働を行うことは、目的ではなく、市民の皆さんと市の行いたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段と考えています。

したがって、「なんでも市民協働で行えばよい」というものではなく、市民協働を進めることで効果が上がる事業である必要があります。市民協働を行うことを目的にするのではなく、市民の皆さんと連携・協力することで「事業を効率的・効果的に進めること」、「事業の目的を達成すること」、「サービスの質を向上させること」などの目的や成果を目指すことが大切であると言えます。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進に当たり、市として取り組むべき人材育成等について明らかにしています。

解説

市は、市民協働を進めていく上で、人材育成は大変重要です。市民活動団体をはじめとする市民の皆さんへの研修その他学習の機会を確保することで、人材の育成に努めるとともに、実践的な行動につなげるため、市民協働の重要性、意義、事業等について、広報、インターネット等を活用しPR活動に努めます。

また、次世代の市民協働の担い手である若い世代に、ボランティア活動の機会を提供するとともに、厚木市のまちづくりに興味を持ってもらえるような取組に努めます。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市民協働の推進に当たり、市として取り組むべき推進体制の整備について明らかにしています。

解説

拠点施設及び体制の整備については、市民協働の担い手である市民や市民活動団体が、会議や打ち合わせに使用できる場の提供、印刷機やプロジェクターの貸出しなど、現在ある市民活動サポート室を更に充実させていく等、市民協働の推進を図るための環境整備に努めます。

(市民協働推進基金の設置)

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

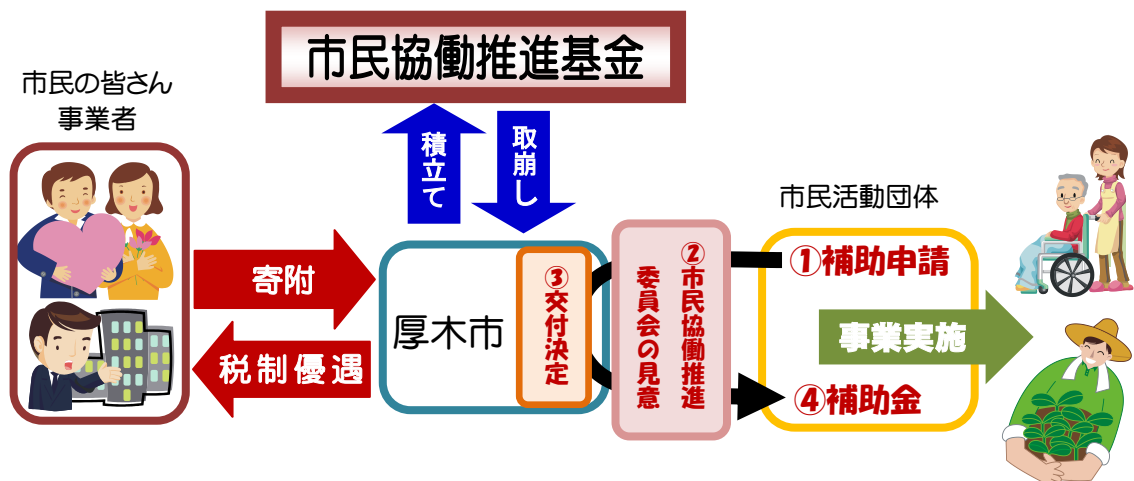
(趣旨)

本条は、市民協働を推進し、市民の皆さんが、寄附を通じて市民活動を支援する仕組みとして、厚木市市民協働推進基金の設置について明らかにしています。

解説

市民協働推進基金は、市民の皆さんが、寄附を通じて市民活動を支援する仕組みです。皆さんから頂いた寄附金は、基金に積み立て、福祉や環境など様々な分野で「みんなのまちをよくしていこう」という活動を行っている団体への助成に活用します。

なお、この基金に寄附をしていただくと税制上の優遇措置の対象となります。



(市民協働推進委員会)

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べるができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

本条は、市民協働を推進し、この条例の運用状況の点検等を行う仕組みとして、市民協働推進委員会の設置等について明らかにしています。

解説

本条例の運用状況に関して、点検等を行うため、附属機関として、厚木市市民協働推進委員会を設置します。委員会は点検のほか、調査、審議、審査等を行う機能を担います。

市長は、本条例の運用状況について、毎年度、委員会への報告を行い、委員会は、その運用状況について、市長に対して意見を述べることができます。

また、市長は、第10条第1項で規定する厚木市市民協働推進基金を財源として市民活動団体に助成を行う際は、委員会の意見を聴くものとします。

この委員会の委員は、本条例の理念を踏まえ、公募市民、市民活動団体の関係者、学識経験者などで構成されております。

なお、条例の制定に併せ、厚木市市民協働推進委員会規則を制定しています。

<参考>

附属機関（地方自治法）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の運用状況の評価とその結果に基づいた措置について明らかにしています。

解説

市長は、この条例の運用状況について、市民協働によるまちづくりを推進する観点から評価を行い、必要な措置を行います。

市民協働を取り巻く環境は、現在も常に変化しており、条例で定めている内容と実態を常に合わせるため、定期的に評価を行い、条例の見直しも含め、必要に応じた措置を行うことについて定めています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

(趣旨)

本条は、この条例の施行について必要な事項の委任について明らかにしています。

解説

本条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、市長等が要綱等で別に定めることを定めています。

厚木市市民協働推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 自治基本条例第 3 条第 4 号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものとの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。

(2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。

(3) 市民活動団体 自治基本条例第 3 条第 6 号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれのある活動

(基本原則)

第 3 条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。

(2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。

(3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。

(4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。

(5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(市民による市民協働の推進)

第 4 条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものでし必要な情報を提供するものとする。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

(市民協働推進基金の設置)

第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

- 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
- 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

(市民協働推進委員会)

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

厚木市市民協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号）第11条第4項の規定に基づき、厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民協働の推進、在り方等に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市市民協働推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

厚木市自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 自治の基本理念（第 4 条）
- 第 3 章 自治の基本原則（第 5 条）
- 第 4 章 市民（第 6 条～第 9 条）
- 第 5 章 議会及び議員（第 10 条・第 11 条）
- 第 6 章 市長、市長等及び市職員（第 12 条～第 14 条）
- 第 7 章 行政運営（第 15 条～第 27 条）
- 第 8 章 参加及び協働の推進（第 28 条～第 36 条）
- 第 9 章 広域連携及び交流（第 37 条）
- 第 10 章 自治基本条例推進委員会（第 38 条）
- 第 11 章 自治基本条例の見直し（第 39 条）
- 第 12 章 自治基本条例の改正（第 40 条）

附則

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にすする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にすする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

（自治基本条例の位置付け）

第 2 条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条

例等の体系化を図るものとする。

(定義)

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人と人との絆^{きずな}を大切にする自治

(2) 協働による自治

(3) 自然の循環と文化を大切にする自治

第3章 自治の基本原則

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

ア 自治の主体は、市民であること。

イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。

ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。

イ 相互の活動への参加を広げること。

ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。

イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

ア 相互に説明責任を果たすこと。

イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

ア 自然との共生を図ること。

イ 文化の継承及び創造に努めること。

第4章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

(1) 安心・安全に生活する権利

(2) 知る権利

(3) まちづくりに参加する権利

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

(1) 生きる権利

(2) 育つ権利

(3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

第5章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 市長、市長等及び市職員

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

(市職員の役割及び責務)

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

第7章 行政運営

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 参加及び協働の推進

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている

役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。
(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第9章 広域連携及び交流

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

第12章 自治基本条例の改正

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

附 則

この自治基本条例は、公布の日から施行する。